

経営方針

1. 経営の基本方針

名古屋銀行の経営方針は、社是である「地域社会に奉仕する、これが銀行の発展と行員の幸福を併せもたすものである」に基づき目指すべき全体像を網羅した以下の5項目から構成されております。その骨子は「地域社会への貢献」、「収益力の強化とリスク管理の徹底」、「お客さまのニーズに適合した金融サービスの提供」、「コンプライアンスの実践」、「自由闊達な企業風土の確立」であります。その基本方針に従い、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としての企業価値の一層の向上に努めるとともに、その責務を果たし、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの方々に揺るぎない支持と信頼の確立に努めてまいります。

2. 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、銀行業の社会性・公共性を鑑み、また、多様化するリスクのなかにおいて、財務体質の一層の向上・健全性の維持向上に留意しつつ、安定的な配当を継続的にを行うことを基本的な考えとしております。なお、内部留保金につきましては、お客さまの高度化・多様化するニーズにお応えし、将来の企業価値の向上のための投資や企業の競争力強化のため有効活用してまいります。

3. 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

投資単位につきましては、現在、1,000株にて1単位としておりますが、投資単位の引き下げは、個人投資家の株式市場への参加の促進や株式の流動性を高める有用な施策であると認識しております。投資単位の引下げにつきましては、株価の状況や市場動向等を十分注視しつつ、今後検討してまいります。

4. 目標とする経営指標

ROA（経常利益ベース） *ROA（総資産利益率）＝経常利益÷総資産平残	0.3% 以上
自己資本比率（国内基準）	9.5% 以上
Tier 比率 *Tier = 基本的項目	8.5% 以上
不良債権比率（金融再生法ベース）	2% 台

当行は、現経営計画におきまして、ROA（経常利益ベース）・自己資本比率（国内基準）・Tier 比率・不良債権比率（金融再生法ベース）の指標を目標としております。

5. 中期経営戦略と当行の課題

（1）経営計画

経営の基本方針を具体的に実践していくため、平成15年4月より第15次経営計画「Change & Speed 21～変革と共有～」をスタートさせました。この計画も3年目の最終年度となり、平成18年3月末に向けて経営計画を達成すべく、昨年10月から『かわる！21』を合言葉に、攻めの経営を実践し、地域社会に信頼される存在感のある銀行の確立を目指した取り組みを役員一体となって努力して実施しております。

経営計画においては、『環境がさらに悪化する中で、顧客に選ばれる地域金融機関を目指すために、さらなる変革（業務再構築）の継続』を目指し、具体的に、経費構造の改善、融資戦略の再構築、粗利益の確保、情報開示とステークホルダーとの共存の4つの課題を具体的に掲げております。

経費構造の改善

経費削減については、お客さまにとっての効果の検証を十分議論したうえで投資経費に関する一元管理の徹底を図り、経営資源の有効配分を図ってまいります。

融資戦略の再徹底

最大の目的は信用コストを圧縮し、地域金融機関の根幹業務である融資業務から適正な収益を得ることです。

粗利益の確保

粗利益の確保については、不良債権処理コストを考慮したうえで必要十分な収益を得る方策を実行することで達成してまいります。

情報開示とステークホルダーとの共存

情報開示により経営の透明性を高めていくことが、利害関係者の理解を得るための最良の方法であり、利害関係者との共存共栄無くしては、変革の成功は無いものと考えています。

(2) リレーションシップバンキング機能強化

リレーションシップバンキング機能強化で求められた集中改善期間（平成15年4月～平成17年3月）において、当行は『単なる資金仲介業』から『問題解決型の資金仲介業』へとビジネスモデルへステップアップさせることができたという一定の評価としております。

具体的には、中小企業金融の再生に向けた取組みとして、『経営改善・支援プロジェクトチーム（現融資部経営支援G）』と『地域振興支援プロジェクトチーム（現営業統括部法人業務G）』を核に、中小企業のライフステージに応じた支援ができる態勢を構築致しました。更に、営業店は『町医者（ホームドクター）』として、本部は『総合病院』として、機能を発揮し、問題解決型の資金仲介業への転換が出来ました。

引き続き、顧客ニーズに応えるため、持続可能性（サステナビリティ）を保持し、地域との共生を実現したいと考えております。

(3) 経営指標の進捗状況

平成15年4月以降の経営指標の推移は以下の通りでございます。特に平成16年10月からは、平成16年9月期において自己資本比率が9.93%の高水準となり前倒しで達成をしたとの判断をしたこと、リスクの計量化によりリスクテイクが可能となったと判断したことなどにより、地域金融機関として、愛知県内を中心とし『かわる！21』を合言葉に、貸出を中心として積極的な攻めの経営戦略に転じました。結果として、平成16年10月の『かわる！21』スタートから融資量は1,233億円増加しました。

	16年3月末	16年9月末	17年3月末	17年9月末
ROA（経常利益ベース） *ROA（総資産利益率） = 経常利益 ÷ 総資産平残	0.28%	0.46%	0.50%	0.53%
自己資本比率 （国内基準）	9.69%	9.93%	9.24%	9.30%
Tier 比率 *Tier = 基本的項目	8.72%	8.98%	8.40%	8.43%
不良債権比率 （金融再生法ベース）	5.18%	4.31%	3.79%	3.50%

ROA：9月末時点のROAは率を年間換算で算出

（参考）

融資量末残	1兆7,514億円	1兆7,522億円	1兆8,501億円	1兆8,756億円

(4) 対処すべき課題

平成17年度は、当行の現経営計画「Change & Speed 21～変革と共有～」の最終年度であると同時に、「偽造・盗難カード預金者保護法の成立」や「日本郵政公社が郵便貯金事業の投資信託販売に参入」、「保険商品の銀行窓販の拡大」、「銀行代理店制度の見直し」、「郵貯民営化」、「新BIS規制」、「2007年度問題（いわゆる団塊の世代の定年到達）」に加え、さらに日本におけるビッグバンの最終章となる「会社法の改正に色濃く反映されたガバナンス・内部統制の向上」や「投資サービス法の制定」などの法令や制度改革が予想され、金融の自由度が広がる一方で、これらの新たなシステムの対応が必要となります。

また、リレーションシップバンキング機能強化を継続・深化させるため、地域密着型金融推進計画策定（平成17年8月公表）においては、経営理念を前提に、現経営計画および『かわる！21』の基本的考え方を織り込んで策定を致しました。特に、当行が重点に取り組む項目として、3項目の計数目標を設定いたしました。一つ目は、ランクアップ取組先数の拡大であります。対象企業を260先以上とし、各営業店において最低1社以上を担当することで、本部で培ったノウハウを共有するとともに全行的に拡大していくことでお客さまの迅速な対応を目指してまいります。二つ目は、役務収益を17年3月期実績対比で、20年3月期には、25%以上の増加とする目標で、新たなビジネスモデルの構築を図ることで安定した収益構造を目指してまいります。三つ目は、事業性融資新規開拓先を2年間で6,000件以上とし、お取引先数の拡大を図り、地域での存在感を高め、併せて収益機会を創出してまいります。

今後とも、時代の流れにより一層的確に対応できる体制を構築・組織化し、地域密着型金融機関として収益力強化を図り、地域経済の活性化に貢献することを目指してまいります。

特に、現経営計画にある4つの課題と目標とする経営指標の達成を目指ためには、積極的な攻めの経営が必要であると認識しています。そのためには、本年策定した「地域密着型金融機能強化計画の実績により、「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」を目指すことにより、当行の経営課題の解決してまいります。

(ご参考)

このような状況の中、当行は、これらの環境変化に迅速かつ的確に対応すべく、本年10月に本部組織の改編を実施いたしました。主要な実施項目とその目的は以下の通りです。

リスク管理部を取締役会直轄の内部監査部に改組。

経営力の一層の強化に向け、コーポレート・ガバナンスの充実や内部統制制度の確立を図ってまいります。
CS推進室の設置

お客様起点による営業体制を充実させ、お客様の声を経営に反映させてまいります。

中国ビジネス支援室の設置

「中国に強い名古屋銀行の特徴」をより一層発展させます。

統括事務指導グループの設置

オペレーショナルリスクの計量化や営業店の事務全般の統括指導や事務レベルの向上を図ってまいります。

組織図の変更

お客様側から見て分かり易い組織といたしました。

6. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

名古屋銀行では、コーポレート・ガバナンスの充実、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としての企業価値の一層の向上に努めるとともに、その責務を果たし、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの方々に揺るぎない支持と信頼の確立を目指していくためには、最も重要な経営課題の一つであると位置付けております。

このような位置付けのもと、経営の根幹として、社は「地域社会の繁栄に奉仕する。これが銀行の発展と行員の幸福を併せもたらすものである。」と行訓「1. よいサービス 誠意があふれ、行き届いた、スピーディなサービス、2. よい人 人を高め、人を厚くし、明るい職場をつくる、3. よい経営 健全で、創意に富んだ、全員参加の経営」を掲げるとともに、役職員の基本的な価値観や倫理観の共有を図り、業務に反映させるために、平成10年3月に「名古屋銀行役職員の倫理行動規範」、平成12年4月に「法令等の遵守に関する規程(コンプライアンス規程)」をそれぞれ制定し企業価値の向上に取り組んでおります。

なお、以下の事項は平成17年9月30日現在におけるものであります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス

当行は、取締役会を頂点とし、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。そのため、責任体制の明確化、取締役会の一層の活性化・監督機能の強化のため、取締役会の選任による執行役員を部店長とし業務の執行速度を上げる一方、監査役制度を採用し監査役4名の体制により、取締役の業務の遂行を監査しております。

会社の機関の内容は以下のとおりであります。

・「取締役会」

取締役会は、取締役13名で構成され、原則月1回の開催を行い、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役が業務執行状況(常務会決定事項を含む)や各種委員会の報告を定期的に行っております。また、監査役4名が出席し、必要に応じて意見を述べております。

・「監査役会」

当行は監査役制度を採用し、監査役会は、監査役4名で構成されております。各監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。常勤監査役につきましては、取締役会をはじめとする重要な会議へ参加し、必要に応じて意見を述べております。監査役の機能充実を図るため、監査役の専従スタッフを1名配置しております。

・「常務会」

常務会は、代表権を持つ頭取、副頭取、専務取締役(2名)、常務取締役(3名)及び常務会が認めた取締役5名で構成されております。常務会は、原則月3回開催し、取締役会で定めた基本方針や常務会規程に基づき、取締役会で決定する事項を除く重要な銀行業務の経営意思の決定機関として役割を担っております。また、常勤監査役(1名)が参加して、必要に応じて意見を述べております。

・「各種委員会」

「ALM委員会」は、代表権を持つ副頭取を委員長とし取締役8名、常勤監査役1名、執行役員部長の2名で構成し、金利リスク（価格変動リスクを含む）為替リスク、流動性リスク、信用リスクについて総合的に把握・管理し、運用・調達構造の分析およびALM方針、リスク対応方針を審議することを目的とし、原則毎月1回開催しております。

「オペレーショナルリスク管理委員会」は、代表権を持つ副頭取を委員長とし、取締役10名、常勤監査役1名、執行役員部長2名で構成し、事務リスク、システムリスク及びEDP（Electronic Data Processing = 電子データ処理）リスクについて総合的に把握・管理しリスク対応方針等を審議するとともに、事務事故・システム障害等に対する再発防止策等の審議・検討を目的とし、原則毎月1回開催しております。また、連結子会社の業務監査報告について報告等を行っております。

「コンプライアンス委員会」は、頭取を委員長とし取締役12名、常勤監査役1名、執行役員部長の2名と外部委員として弁護士1名で構成されており、社会的責任の遂行とコンプライアンスの着実な実践により、当行に対する社会からの信頼の維持・向上を図ることを目的とし、原則毎月1回開催しております。

「賞罰委員会」は、代表権を持つ副頭取を委員長とし取締役7名、執行役員部長1名、従業員組合6名で構成し、当行の就業規則に基づき褒賞および懲戒を行うに当たって広く行内の意向を徴し、賞罰の公平かつ適正を期することを目的とし、必要に応じて開催しております。但し、銀行法上の不祥事に該当する場合には、取締役会に報告・承認を得ることとしております。

内部統制の実施の状況

- ・内部監査につきましては、リスク管理部（総人員27名、平成17年9月30日現在）において人員22名により、営業店総合監査を29店舗、部分監査を28店舗、営業店特別監査を1店舗実施いたしました。またテーマ監査として個人情報管理態勢（支店38店舗、本部7部、連結子会社2社）、ペイオフ対応業務監査（支店34店舗）を実施いたしました。その他、関連会社通常監査を2社、本部通常監査を1部、委託先特別監査を1社実施いたしました。内部監査において内部管理態勢上の適切性、有効性の検証を行いました。発見された改善が必要と思われる事項については、業務遂行上の内部統制の評価と共に改善事項に対するフォローを求め、検証を行いました。
- ・監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役3名の構成で、8回開催いたしました。各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会に出席し、常勤監査役は、常務会、オペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会に参加するほか、業務の執行状況の把握や意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。
- ・会計監査人は中央青山監査法人に依頼しており財務諸表監査を受けており、また、複数の弁護士に対して、経営判断上の参考とするためにアドバイスを受けております。1名の弁護士については、外部委員としてコンプライアンス委員会に参加し、アドバイスを受けております。

コーポレート・ガバナンス充実に向けた取り組みの最近6ヶ月（平成17年4月から平成17年9月まで）

平成17年度上期は、取締役会を7回開催し業務の執行を決定いたしました。また、常務会を18回開催し、取締役会で定めた基本方針に基づき、重要な銀行業務の執行について協議決定いたしました。

監査役会は8回開催され、監査方針および監査計画を協議決定いたしました。また、各監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役会に参加、常勤監査役は、常務会、オペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会に参加し、業務の執行状況の把握や意見を述べるとともに、取締役の職務の執行を監査しております。また、監査役会においてこれらの状況に対する助言を行いました。

各種委員会については、ALM委員会は6回、オペレーショナルリスク管理委員会は6回、コンプライアンス委員会は6回開催し、取締役会に提言、助言を行いました。また、賞罰委員会は、3回開催いたしました。尚、その内の2案件は取締役会に付議しました。

企業情報開示については、平成14年8月から四半期情報開示を実施したほか、東京でのIR、地元においてもCRを実施するとともに、ホームページ、ディスクロージャー誌の充実を図り、タイムリーなディスクローズに取り組まれました。

今後におきましても、一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

7. 関連当事者との関係に関する基本方針

当行は関連当事者との貸出金取引等につきましては、信用格付けを厳格に行った上で、取引金額及び金利を決定することとしております。